

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第26号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市横大路運動公園について、これまで、市民のスポーツ施設の利用機会の拡大を図るため、供用期間を延長するとともに、障害のある方等の社会参加の促進を図るため、洋弓場の部分使用及びトレーニングルームの使用料を免除する運用を行ってきましたが、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現するために、次のとおり京都市横大路運動公園条例を改正することとしました。

1 供用期間の延長

現 行		改 正 後	
区 分	供 用 日	区 分	供用しない日
体育館	1月5日から 12月27日 まで	同左	1月1日から 同月3日まで 及び12月2 9日から同月 31日まで
野球場			
野球場兼運動場			
洋弓場			
ゲートボール場			
クリケットゴルフ場			
その他の施設			

2 使用料を徴収しない場合の設定

障害のある方等が、洋弓場の部分使用及びトレーニングルームを使用する際の使用料を徴収しないことを定める。

現 行	改 正 後
（使用料） 第6条 運動公園の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納入し	（使用料） 第6条 運動公園の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納入し

なければならない。

(以下略)

なければならない。

(中略)

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、洋弓場の部分使用及びトレーニングルームの使用料を徴収しない。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

(5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(6) 前各号に掲げる者(以下「身体障害者等」という。)の介護者(指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。)

(以下略)

3 この条例は、平成25年11月1日から施行します。

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第26号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例

京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（供用時間及び供用しない日）」に改め、同条本文中「供用日及び供用時間」を「供用時間及び当該施設を供用しない日」に改める。

第6条第5項を同条第6項とし、同条第4項本文中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、洋弓場の部分使用及びトレーニングルームの使用料を徴収しない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

別表第1を次のように改める。

区 分	供 用 時 間	供 用 し な い 日
体 育 館	午前8時から午後10時まで	
野 球 場	午前6時から午後7時まで	
野 球 場 兼 運 動 場	午前6時から午後7時まで	

洋弓場	午前9時から午後5時(別に定める期間(以下「特定期間」という。))にあっては、別に定めるところにより、午後6時又は午後7時)まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
ゲートボール場	午前9時から午後7時まで	
クリケットゴルフ場	午前9時から午後7時まで	
その他の施設	午前8時から午後10時まで	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)